

事務連絡
令和5年11月10日

住宅・建築関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）」の創設について
（周知のご協力をお願い）

日頃より住宅生産行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が閣議決定され、「家庭に対しては、子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得の支援を行うとともに、省エネ改修、断熱窓への改修、高効率の給湯器の導入支援をワンストップの窓口を設置して進める。」こととされました。

これを踏まえ、本日閣議決定された令和5年度補正予算案に、住宅の省エネ化への支援を強化するための補助制度である「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）（以下、本事業）」の創設が盛り込まれました。（別添を参照ください）

本事業に関する要点は以下のとおりです。（令和5年度補正予算の成立が前提となります。）

（1）本事業の補助金交付申請について

- ・本事業は、長期優良住宅及びZEH住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合に所定の補助金を交付するものです。本事業の交付申請は事業者（施工業者、分譲事業者等）が行い、全額を住宅所有者に還元するものとします。今後公募に基づき事務局を選定したのち、令和6年3月頃から申請受付を開始する予定です。

（2）本事業の補助対象となる新築・リフォーム工事の着工日について

- ・新築については、令和5年11月2日以降に「基礎工事より後の工程の工事に着手するもの」を対象とします。
- ・リフォームについては、令和5年11月2日以降に工事に着手するものを対象とします。

（3）経済産業省及び環境省が行う事業との連携について

- ・本事業は、「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）」、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省）」及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）」とのワンストップ対応を予定しています。詳細は今後設置される事務局のHP等でお知らせします。
- ・なお、「こどもエコすまいる支援事業」を含む「住宅省エネ2023キャンペーン」の登録事業者は、原則、後継キャンペーンである上記4事業に参加する希望を有するものとして取り扱い、継続参加ができるものとする予定です。ただし、各事業の交付申請を行うためには、今後選定される予定の各事業の事務局が定める登録規約に同意の上、所定の書類を提出し、各事業の事業者登録を完了する必要があります。

また、この度、本事業に関して、国土交通省ウェブサイト内に紹介ページを設けるとともに、お問い合わせ先として『「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）」事業お問合せ窓口』を設けました。

貴団体におかれましては、会員である団体や事業者、住宅の取得や改修を検討されている消費者の方々に対し、本事業に関する情報を提供し、ご理解いただけるよう、補正予算の成立が前提であることに留意しつつ、本事業の紹介を貴団体のホームページや機関誌等に掲載するなど、積極的な周知・普及にご協力をお願いします。

(参考) 国土交通省ウェブサイト

「質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）」事業について
制度の詳細は下記のページに掲載しております。

URL : https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000243.html

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：企画専門官 渡邊（内線39463）

課長補佐 八木（内線39428）

係長 水落（内線39471）

<質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）お問合せ窓口>

電話：03-6632-9955

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）

※今後選定する事務局において、専用のコールセンターを1月頃に開設する予定です。それまでの期間は、上記において問合せをお受けします。

別添 令和5年11月10日付け記者発表資料